平成２４年５月１０日
九　州　財　務　局

旧：株式会社壽屋（寿屋）等
発行の商品券をお持ちの皆様へ

旧：株式会社壽屋（寿屋）（現：株式会社ＫＴＢ）等が発行した商品券をお持ちの方は、資金決済に関する法律に基づき、同社が供託している発行保証金から還付を受けることができますので、下記の方法により申出を行ってください。

○申出期間

平成 24 年５月 10 日（木）～平成 24 年８月 24 日（金）

（平成 24 年８月 24 日（金）の消印まで有効）

○対象商品券　【見本は別紙の通り】

寿屋商品券

桜デパート商品券　　アヅマヤ百貨店商品券

※　当社は、平成 14 年まで九州各県・山口県でスーパー「寿屋」を経営。

※　旧：桜デパート（鹿児島県鹿屋市）、旧：アヅマヤ百貨店（宮崎県延岡市）が発行した商品券も対象。

※　寿屋友の会が発行した「お買物券」は対象外。

○申出の方法

九州財務局あてに申出書・商品券等を郵送してください。

「申出書」は、このホームページからダウンロードできます。

「申出書」の郵送をご希望の方は、下記問合せ先にお問い合せください。

申し出の方法は、次のページをご覧ください。

お問合せ先
九州財務局理財部金融監督第三課
電話　０９６－３５３－６３５１
内線３２４４、３２４３

○申出の方法（詳細）

次の①②③を九州財務局（下記宛先）あてに郵送して下さい。
（代理人が申出手続をされる場合は、④も提出してください）

① 申出書

○**「申出書」の入手方法**

- 九州財務局のホームページからダウンロードできます。
- 郵送での配布を希望される方･･･九州財務局にお問合せください。
- 直接取りに来られる方･･･九州財務局、大分・宮崎・鹿児島の各財務事務所及び名瀬出張所に備え置いています（連絡先等は下記のとおり）。

○**「申出書」記入に当たっての注意事項**

- 「記載例」に従って、楷書ではっきりと記入してください。
- 「住所」「氏名」欄：住民票の住所・氏名を正確に記入してください。
- 印鑑は朱肉を使用するものをご使用ください。

※個人の方で、申出金額の合計が１０万円以上の場合

- 必ず印鑑登録された住所、氏名を記入してください。
（法務局への還付請求の際、印鑑証明書を添付する必要がありますので、相違があると、書類の訂正が必要となるおそれがありますのでご注意ください。）

※法人の場合

- 申出金額にかかわらず、印鑑登録されている本店の所在地、商号又は名称及び代表者の役職・氏名を記入してください。
（法務局への支払い請求の際、印鑑証明書・資格証明書を添付する必要がありますので、相違があると、書類の訂正が必要となるおそれがありますのでご注意ください。

②商品券

- 申出額相当の商品券の現物をお送りください（コピー不可）。
- 対象商品券は、別紙「対象商品券の見本」のとおりです。
- 見本にない商品券をお持ちの方は、九州財務局にご照会ください。
- 寿屋友の会が発行した「お買物券」は対象外です。

友の会「お買物券」については、九州経済産業局による還付手続が行われておりますが、債権の申出期間は平成 24 年３月 30 日で終了しています。
「お買物券」については、九州経済産業局産業部消費経済課（０９２−４８２−５５６１）にお問合せください。

③返信用封筒

- 必ず８０円切手を貼付し、返信先住所、氏名を記入してください。

（返信用封筒は当方で受付後、申出書の控えを郵送するために使用します。）

④委任状

・　商品券をお持ちの本人以外の方が、本人を代理して申出される場合のみご提出ください。

※本人が申出される場合は、提出不要です。

○郵送申出宛先・照会先

〒860-8585　熊本県熊本市西区春日２丁目１０番１号　熊本地方合同庁舎８階
九州財務局 理財部 金融監督第三課
℡ ０９６－３５３－６３５１（内線３２４４、３２４３）

○「申出書」備え置き先

九州財務局	上記のとおり	
大分財務事務所　理財課	大分市新川町 2 丁目 1 番 36 号(大分合同庁舎)	Tel:097-532-7107
宮崎財務事務所　理財課	宮崎市橘通東 3 丁目 1 番 22 号(宮崎合同庁舎)	Tel:0985-22-7101
鹿児島財務事務所　理財課	鹿児島市山下町 13 番 21 号（鹿児島合同庁舎）	Tel:099-226-6155
鹿児島財務事務所　名瀬出張所	奄美市名瀬長浜町 1 番 1 号（名瀬合同庁舎）	Tel:0997-52-0728

※財務事務所等では、「申出書」の配布のみ行っています。
　還付手続に関するお問合せは、九州財務局 理財部 金融監督第三課にお願いします。

【申出に当たっての注意事項】

１．平成 24 年８月 24 日（金）（消印有効）までに申出書の提出がないときは、還付金を受けることが出来ません。

※　申出受付期間経過後の受付は、一切できませんのでご注意願います。

※　郵便上の事故による紛失、遅延などについて、当局では責任を負えませんのであらかじめご了承ください。

郵送後、２週間を経過しても申出書控えが返送されてこない場合は、九州財務局金融監督第三課までご連絡ください。

２．申出後、住所・氏名等に変更が生じた場合は、必ず九州財務局までご連絡ください。

平成 25 年１月下旬以降（予定）九州財務局からお送りする、還付を受けるために必要となる、配当（還付）に関する「証明書」は、今回の申出書に記載された債権者の「住所・氏名」のとおり発行します。

従って、申出書記載の「住所・氏名」に変更が生じた場合は、そのままでは請求ができず、還付を受けることができません。

３．最終的な還付金の請求の手続は、申出者から、発行保証金の供託先である「熊本地方法務局」に「証明書」「供託金払渡請求書」等を郵送等することにより行っていただくことになります。

※　「証明書」等の発送は、平成 25 年 １月下旬以降を予定しています。

手続の詳細については、「証明書」等に同封いたします。

４．法令に基づき供託されている発行保証金から、還付手続に必要な官報公示費用等を控除した金額の範囲内で還付を行います。

従って、申出金額の全額の還付を受けられない場合がありますので、あらかじめご了承願います。

５．本申出に同封する返信用の切手並びに法務局への供託金払渡請求書の郵送及び添付書類（印鑑証明書・資格証明書）に要する費用は、申出者の負担となりますので、あらかじめご了承願います。

【還付手続の流れ】

権利申出の公示	平成 24 年 5 月 10 日
債権申出の期間	平成 24 年 5 月 10 日から平成 24 年 8 月 24 日まで
仮配当表の公示	平成 24 年 9 月下旬（予定）
意見聴取会開催の公示	平成 24 年 9 月下旬（予定）
意見聴取会の開催	平成 24 年 10 月中旬（予定）
配当表の公示	平成 24 年 11 月中旬（予定）
配当の実施（「証明書」等の送付）	平成 25 年 １月下旬以降（予定） ※申出者が還付を受けられるのは、配当の実施以降となります。

対象商品券の見本

・寿屋商品券　500 円券

・寿屋商品券　1000 円券

・寿屋商品券（100 円券５枚綴）

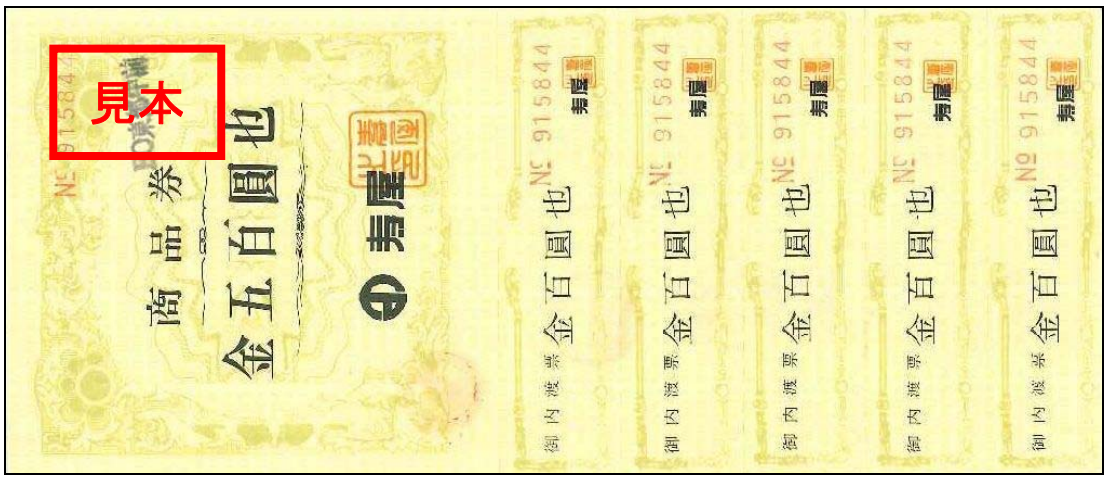

・桜デパート商品券　500 円券

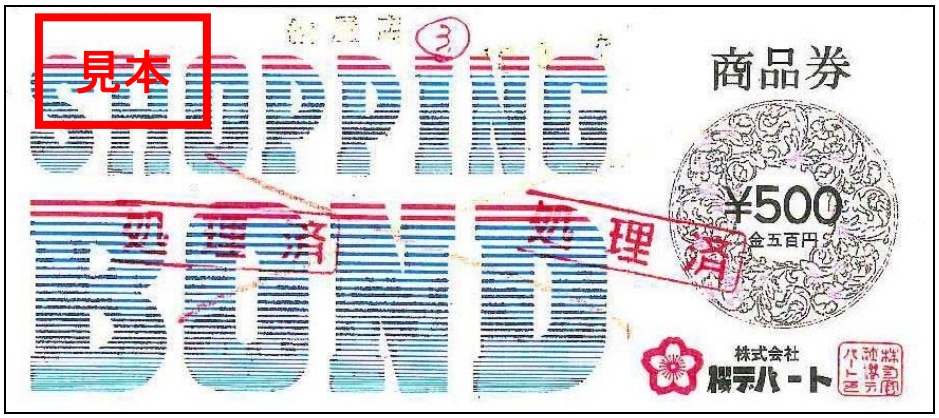

・桜デパート商品券　1000 円券

・アヅマヤ百貨店商品券　500 円券

・アヅマヤ百貨店商品券　1000 円券

・桜デパート商品券　500 円券

※この商品券見本は、平成 24 年６月７日に追加掲載しました。

・桜デパート商品券　50 円券（50 円券 10 枚綴り）

※この商品券見本は、平成 24 年６月 26 日に追加掲載しました。

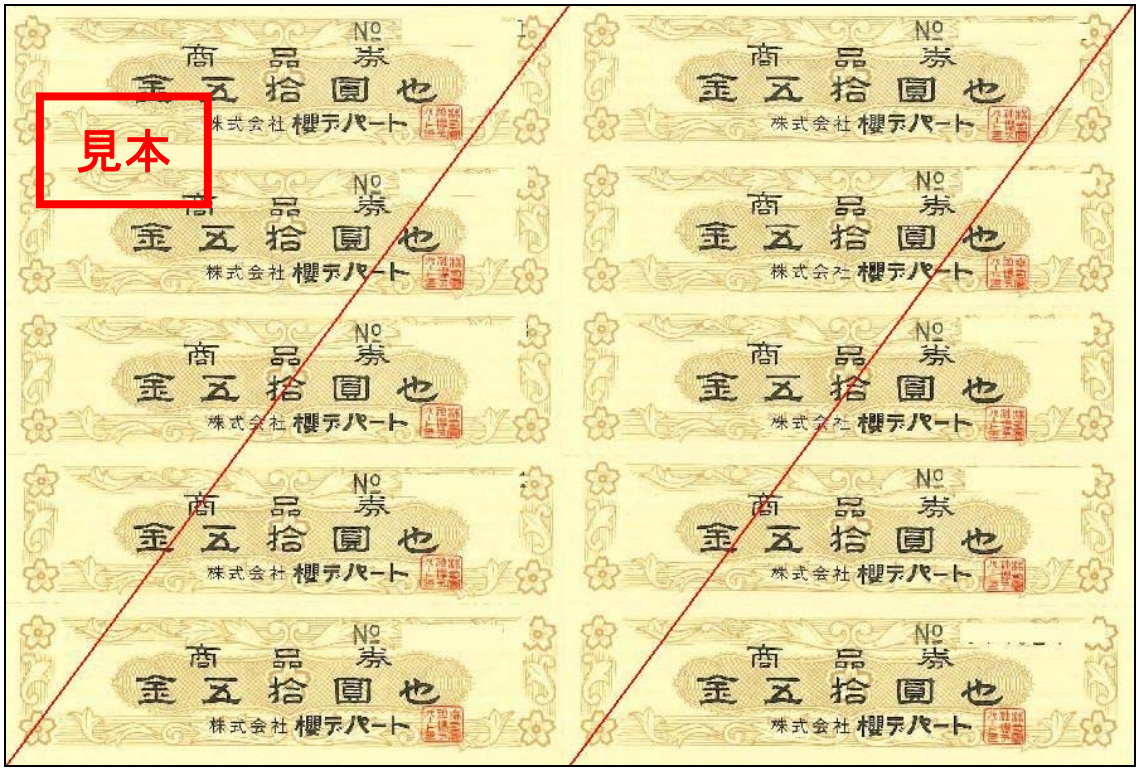

※このページの商品券見本は、平成 24 年６月７日に追加掲載しました。

・アヅマヤ百貨店商品券　500 円券（100 円券５枚綴り）【表面】（白黒でコピーしたものです）

・アヅマヤ百貨店商品券　500 円券（100 円券５枚綴り）【裏面】（白黒でコピーしたものです）

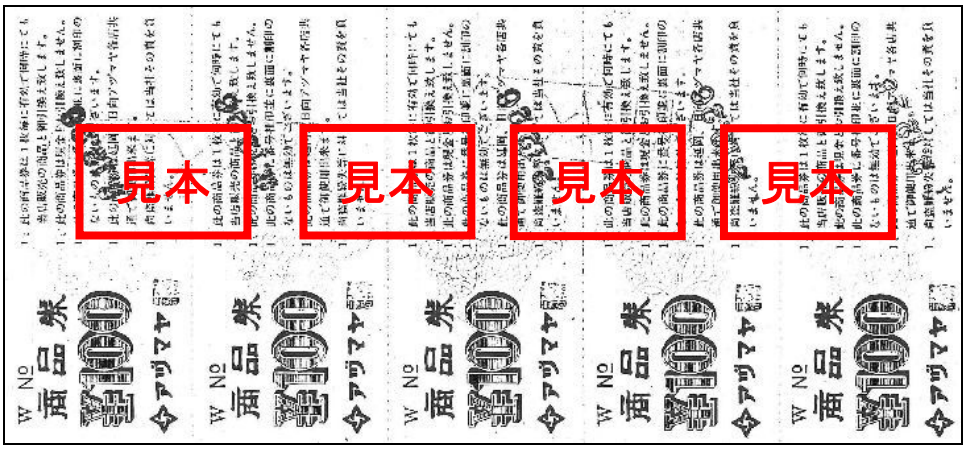

・アヅマヤ百貨店　金券（100 円券５枚綴り）
（白黒でコピーしたものです）

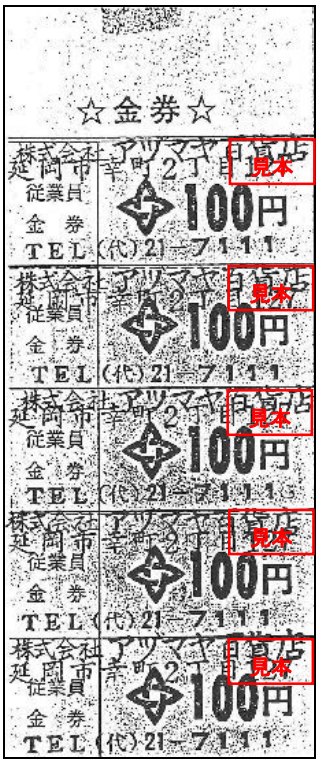

・アヅマヤ百貨店　私学校お買物券
（100 円券 5 枚綴り）（白黒でコピーしたものです）

（注１）ここには九州財務局に登録があった商品券及び過去発行されていたことが確認された商品券の見本を掲載しています。

見本にない商品券をお持ちの方は、九州財務局にご照会ください。

（注２）寿屋友の会が発行した「お買物券」は対象外です。

友の会「お買物券」については、九州経済産業局による還付手続が行われておりますが、債権の申出期間は平成 24 年３月 30 日に終了しています。

「お買物券」については、

九州経済産業局産業部消費経済課（０９２−４８２−５５６１）にお問合せください。

様式第9（第6条）

申　出　書

1．債権者の名称及び住所

住所	郵便番号	〒　　ー	電話番号	
（ふりがな）				
氏名 （名称及び代表者の役職氏名）				

2．債権額

前払式支払手段（商品券）の種類	枚数	合計金額
寿屋商品券（500円券）	500円　×　　枚	円
寿屋商品券（1000円券）	1000円　×　　枚	円
寿屋商品券（100円券）	100円　×　　枚	円
桜デパート商品券（500円券）	500円　×　　枚	円
桜デパート商品券（1000円券）	1000円　×　　枚	円
アヅマヤ百貨店商品券（500円券）	500円　×　　枚	円
アヅマヤ百貨店商品券（1000円券）	1000円　×　　枚	円
債権額（総額）		**円**

3．債権発生の原因たる事実　　株式会社KTBが発行した前払式支払手段の取得

4．その他参考となる事項

上記のとおり、資金決済に関する法律第31条第2項の規定により債権の申出をします。

平成24年　　月　　日

住所	
氏名 （名称及び代表者の役職氏名）	印
電話番号	

九州財務局長　殿

整理番号	

切り取らないで下さい

申　出　書　（控え）

株式会社KTBが発行した前払式支払手段に係る債権の申出

氏名 （名称及び代表者の役職氏名）	

債権額（総額）	円

整理番号	

申出書記載例（商品券保有者本人が申出する場合）

様式第9（第6条）

申　出　書

日中ご連絡が取れる電話番号を記入（携帯電話可）

1．債権者の名称及び住所

住所	郵便番号	〒　860－8585	電話番号	096－353－6351
	熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号			
（ふりがな）	ざいむ　たろう			
氏名（名称及び代表者の役職氏名）	財務　太郎			

①個人で申出金額が10万円未満の方
住民票のとおり記入
②個人で申出金額が10万円以上の方
法人の方
印鑑登録されている住所・氏名等を記入
※丁目・番地・号はハイフン（－）で省略しないようご注意ください。

2．債権額

前払式支払手段（商品券）の種類	枚数	合計金額
寿屋商品券（500円券）	500円　×　1　枚	500　円
寿屋商品券（1000円券）	1000円　×　2　枚	2，000　円
寿屋商品券（100円券）	100円　×　3　枚	300　円
桜デパート商品券（500円券）	500円　×	円
桜デパート	1000円	円
アヅマヤ百貨店商品券（500円券）	500円　×　枚	円
アヅマヤ百貨店商品券（1000円券）	1000円　×	円
債権額（総額）		2，800　円

種類ごとの枚数を記入

種類ごとの合計金額を記入

すべての種類の商品券の合計金額を記入

3．債権発生の原因たる事実　株式会社KTBが発行した前払式支払手段の取得

4．その他参考となる事項

上記のとおり、資金決済に関する法律第○条により債権の申出をします。

投函日を記入

平成24年　○　月　○　日

住所	熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号
氏名（名称及び代表者の役職氏名）	財務　太郎　財務　印
電話番号	096－353－6351

必ず押印してください（シャチハタ不可）

日中ご連絡が取れる電話番号を記入（携帯電話可）

1．で債権者として記載された方の住所・氏名等を記入

1．で債権者として記載された方の氏名を記入

整理番号

切り取らないで下さい

申　出　書　（控え）

株式会社KTBが発行した前払式支払手段に係る債権の申出

氏名（名称及び代表者の役職氏名）	財務　太郎

債権額（総額）	2，800　円

2．で記載された債権額（総額）を記入

整理番号

申出書記載例（代理人が申出する場合）

様式第9（第6条）

申　出　書

日中ご連絡が取れる電話番号を記入（携帯電話可）

1．債権者の名称及び住所

住所	郵便番号	〒　860－8585	電話番号	096－353－6351
	熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号			
（ふりがな）	ざいむ　たろう			
氏名（名称及び代表者の役職氏名）	財務　太郎			

商品券保有者本人の住所・氏名等を記入

①個人で申出金額が10万円未満の方
　住民票のとおり記入
②個人で申出金額が10万円以上の方
　法人の方
　　印鑑登録されている住所・氏名等を記入
※丁目・番地・号はハイフン（－）で省略しないようご注意ください

2．債権額

前払式支払手段（商品券）の種類						
寿屋商品券（500円券）	500円	×	1	枚	500	円
寿屋商品券（1000円券）	1000円	×	2	枚	2，000	円
寿屋商品券（100円券）	100円	×	3	枚	300	円
桜デパート商品券（500円券）	500円	×		枚		円
桜デパート商品券（1000円券）	1000円	×		枚		円
アヅマヤ百貨店商品券（500円券）	500円	×		枚		円
アヅマヤ百貨店商品券（1000円券）	1000円	×		枚		円
債権額（総額）					2，800	円

種類ごとの枚数を記入

種類ごとの合計金額を記入

すべての種類の商品券の合計金額を記入

3．債権発生の原因たる事実　株式会社KTBが発行した前払式支払手段の取得

4．その他参考となる事項

上記のとおり、資金決済に関する法律第○条により債権の申出をします。

投函日を記入

平成24年　○　月　○　日

住所	熊本県熊本市中央区二の丸 1番2号
氏名（名称及び代表者の役職氏名）	金融　花子　㊞
電話番号	096－353－＊＊＊＊

必ず押印してください（シャチハタ不可）

日中ご連絡が取れる電話番号を記入（携帯電話可）

「代理人」の住所・氏名等を記入
※代理人による申出の場合、別途「委任状」の添付が必要となります

1．で債権者として記載された方の氏名を記入

整理番号

切り取らないで下さい

申　出　書　（控え）

株式会社KTBが発行した前払式支払手段に係る債権の申出

氏名（名称及び代表者の役職氏名）	財務　太郎

債権額（総額）	2，800　円

2．で記載された債権額（総額）を記入

整理番号

委　　任　　状

私は、下記の者を代理人と定め、資金決済に関する法律第３１条第２項の規定に基づく、前払式支払手段発行者 株式会社ＫＴＢの発行保証金の債権の「申出書」の提出にかかる一切の権限を委任します。

記

代理人住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

債権者との関係＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成　　年　　月　　日

債権者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

債権者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

九 州 財 務 局 長　殿